

Business Certificate news

No. TCCI-0070

Date : 2016年7月19日

署名届の登録サイン（署名）と申請書類のサインの一致について

各種証明申請書類には「貿易関係証明申請者署名届（貿易登録時の『署名届』）」にて登録済みのサインと同じサインの記載をお願いします。

これは、発給申請が申請会社の意思に基づいて正規に行われていることを、申請会社の代表者からの申請権限委譲者としての登録サインとの照合によって確認するためです。

したがって、登録者本人による署名であることはもちろんのこと、同一人物による署名であっても、「貿易関係証明申請者署名届」で登録されたサインと同じであるとみなされない場合には受付ができません。あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

サインが同一であるか照合する際の主なポイントとしては、

- ・形状が一致していること
 - ・形状に大きな崩れがないこと
 - ・点の有無が一致していること
- 等があります。

ご参考までに、不一致となる例を以下にあげましたので、署名時にはご注意くださいませようお願いします。

なお、登録者のサインに形状変更が発生した場合には、登録サインの変更手続き（署名届（変更）の提出）をお願いします。詳細は以下HPにてご確認ください。

http://www.tokyo-cci.or.jp/shomei_center/trade_registration/tr11/

●登録サインと不一致につき受付できない主な事例

登録サイン

申請書類のサイン

Taro Yamada

Taro Yamada

形状が不一致の例

My

My

”

Hanako Yamada

Hanako Yamada

形状が崩れている例

mi Sami

m Sam

点の有無が不一致の例